

令和4年第10回茂原市教育委員会会議（9月定例会）日程

日時：令和4年9月29日（木）15時15分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 令和4年度茂原市教育功労者被表彰者の決定について

議案第4号 茂原市立美術館・郷土資料館協議会委員の任命について

（報告事項）

1 令和4年度新任教頭の茂原市教育委員会会議の傍聴について

2 第8回茂原市立図書館指定管理者評価委員会による評価結果について

3 行事の共催、後援及び協賛について

4 令和4年第11回（10月定例会）及び第12回（11月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

5 その他

4 閉会宣言

## 議案第1号

茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年9月29日提出

茂原市教育長 内田 達也

茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

茂原市立幼稚園管理規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「入園」の次に「及び利用の申込」を加え、同条中「入園を希望」を「入園及び利用を希望」に、「入園願（別記第2号様式）」を「茂原市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年茂原市規則第23号）第3条第1項に規定する茂原市子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書兼幼稚園入園願」に、「園長に提出してその許可を受け」を「教育委員会に提出し」に改める。

第22条中「第3号」を「第2号」に、「園長に提出してその許可を受け」を「教育委員会に提出し」に改める。

第23条中「第4号」を「第3号」に、「園長に提出してその許可を受け」を「教育委員会に提出し」に改める。

第24条中「第5号」を「第4号」に、「園長に提出してその許可を受け」を「教育委員会に提出し」に改める。

第25条中「第6号」を「第5号」に改める。

第26条第3項中「第7号」を「第6号」に改める。

第29条中「第8号」を「第7号」に改める。

第37条第1項及び第38条の2中「第9号」を「第8号」に改める。

第46条第1項中「第10号」を「第9号」に改め、同条第2項中「第11号」を「第10号」に改める。

別記第1号様式中「別記第1号様式」の次に「(第15条第2項)」を加え、「臨時休業報告書」を「臨時休業報告書」に、「茂原市教育委員会教育長様」を「(宛先)茂原市教育委員会」に改め、「印」を削り、「休業をいたしましたので報告いたします」を「休業したので報告します」に改める。

別記第2号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第 6 号様式を削る。

別記第 7 号様式中「第 7 号様式」を「第 6 号様式（第 26 条第 3 項）」に、「健康診断報告書」を「健康診断報告書」に、「茂原市教育委員会教育長様」を「（宛先）茂原市教育委員会」に改め、「印」を削り、「診断をいたしましたので報告いたします」を「診断を実施したので報告します」に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 8 号様式中「第 8 号様式」を「第 7 号様式（第 29 条）」に、「性行不良幼児報告書」を「性行不良幼児報告書」に、「茂原市教育委員会教育長様」を「（宛先）茂原市教育委員会」に改め、「印」を削り、「いたします」を「します」に改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

別記第 9 号様式中「第 9 号様式」を「第 8 号様式（第 37 条）」に改め、同様式を別記第 8 号様式とする。

別記第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第9号様式の2を削る。

別記第9号様式の3中「第9号様式の3」を「第8号様式の3（第38条の2第1項）」に、「研修計画書」を「研修計画書」に改め、「印」及び「・領域」を削り、同様式を別記第8号様式の3とする。

別記第9号様式の4中「第9号様式の4」を「第8号様式の4（第38条の2第2項）」に、「研修報告書」を「研修報告書」に改め、「印」を削り、同様式を別記第8号様式の4とする。

別記第10号様式中「第10号様式」を「第9号様式（第46条第1項）」に、「組織編制報告書」を「組織編制報告書」に、「茂原市教育委員会教育長様」を「（宛先）茂原市教育委員会」に、「下記」を「次」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第11号様式中「第11号様式」を「第10号様式（第46条第2項）」に、「職員の勤務状況報告書」を「職員の勤務状況報告書」に、「茂原市教育委員会教育長様」を「（宛先）茂原市教育委員会」に改め、「印」を削り、「報告いたします」を「報告します」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

#### 提案理由

現在、公立幼稚園の入園及び公立保育所の入所手続きについては、「茂原市子どものための教育・保育給付認定申請書」及び「入園願（又は保育所等利用申込書）」の2通をそれぞれ提出しています。保護者の負担軽減を図るため、押印を廃止し、申請書類を1枚にまとめることで、手続きの合理化を図るとともに、併せて所要の改正をするものです。

茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(入園及び利用の申込)</p> <p>第20条 <u>入園及び利用を希望するものは、茂原市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年茂原市規則第23号）第3条第1項に規定する茂原市子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書兼幼稚園入園願を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(入園)</p> <p>第20条 <u>入園を希望するものは、入園願（別記第2号様式）を園長に提出してその許可を受けなければならない。</u></p>
<p>(退園)</p> <p>第22条 <u>退園を希望するものは、退園願（別記第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(退園)</p> <p>第22条 <u>退園を希望するものは、退園願（別記第3号様式）を園長に提出してその許可を受けなければならない。</u></p>
<p>(休園)</p> <p>第23条 <u>病気その他やむを得ない事由により休園しようとするものは、休園願（別記第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(休園)</p> <p>第23条 <u>病気その他やむを得ない事由により休園しようとするものは、休園願（別記第4号様式）を園長に提出してその許可を受けなければならない。</u></p>
<p>(復園)</p> <p>第24条 <u>休園中の幼児が復園しようとするときは、復園願（別記第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(復園)</p> <p>第24条 <u>休園中の幼児が復園しようとするときは、復園願（別記第5号様式）を園長に提出してその許可を受けなければならない。</u></p>
<p>(修了証書)</p> <p>第25条 <u>園長は、幼稚園の課程を終了したと認める幼児に対して修了証書（別記第5号様式）を授与しなければならない。</u></p>	<p>(修了証書)</p> <p>第25条 <u>園長は、幼稚園の課程を終了したと認める幼児に対して修了証書（別記第6号様式）を授与しなければならない。</u></p>
<p>(健康診断)</p>	<p>(健康診断)</p>

改正後	現 行
<p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 園長は、健康診断を行つたときは実施後20日以内に健康診断報告書（別記第6号様式）により教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(幼児に関する報告)</p> <p>第29条 園長は、性行不良であつて他の幼児の教育に妨げがあると認める幼児があるときは、性行不良幼児報告書（別記第7号様式）により教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(出勤簿)</p> <p>第37条 園長は、出勤簿（別記第8号様式）を作成して置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(研修)</p> <p>第38条の2 教員は、教育委員会又は園長の命ずるものを除き、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、課業期間（授業を行う期間をいう。以下同じ。）において研修を行おうとするときにあつては当該研修を行う日の前日から起算して2日前の日までに、長期休業期間（課業期間以外の期間をいう。以下同じ。）において研修を行おうとするときにあつては当該長期休業期間の初日の前日から起算して6日前の日までに、研修承認簿（別記第8号様式の2）に所要事項を記載して、園長の承認を受けなければならない。なお、長期休業期間において行う研修については研修計画書（別記第8号様式の3）を添えなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた教員は、課業期間において研修が行われたときにあつては当該研修の終了後5日以内に、長期休業期間において研修が行われ</p>	<p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 園長は、健康診断を行つたときは実施後20日以内に健康診断報告書（別記第7号様式）により教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(幼児に関する報告)</p> <p>第29条 園長は、性行不良であつて他の幼児の教育に妨げがあると認める幼児があるときは、性行不良幼児報告書（別記第8号様式）により教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(出勤簿)</p> <p>第37条 園長は、出勤簿（別記第9号様式）を作成して置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(研修)</p> <p>第38条の2 教員は、教育委員会又は園長の命ずるものを除き、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、課業期間（授業を行う期間をいう。以下同じ。）において研修を行おうとするときにあつては当該研修を行う日の前日から起算して2日前の日までに、長期休業期間（課業期間以外の期間をいう。以下同じ。）において研修を行おうとするときにあつては当該長期休業期間の初日の前日から起算して6日前の日までに、研修承認簿（別記第9号様式の2）に所要事項を記載して、園長の承認を受けなければならない。なお、長期休業期間において行う研修については研修計画書（別記第9号様式の3）を添えなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた教員は、課業期間において研修が行われたときにあつては当該研修の終了後5日以内に、長期休業期間において研修が行われ</p>

改正後	現 行
<p>たときにあつては当該長期休業期間の終了後5日以内に、研修報告書（別記第8号様式の4）を園長に提出しなければならない。</p> <p>（定例報告）</p> <p>第46条 園長は、4月16日、7月31日及び12月31日現在における幼児数、学級数及び教職員数を組織編成報告書（別記第9号様式）によりそれぞれ4月20日、8月5日及び1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 園長は、各学期ごとの職員の勤務状況を勤務状況報告書（別記第10号様式）により、第1学期分にあつては8月5日まで、第2学期分にあつては1月10日まで、第3学期分にあつては4月5日までに教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>たときにあつては当該長期休業期間の終了後5日以内に、研修報告書（別記第9号様式の4）を園長に提出しなければならない。</p> <p>（定例報告）</p> <p>第46条 園長は、4月16日、7月31日及び12月31日現在における幼児数、学級数及び教職員数を組織編成報告書（別記第10号様式）によりそれぞれ4月20日、8月5日及び1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 園長は、各学期ごとの職員の勤務状況を勤務状況報告書（別記第11号様式）により、第1学期分にあつては8月5日まで、第2学期分にあつては1月10日まで、第3学期分にあつては4月5日までに教育委員会に報告しなければならない。</p>



改正後	現 行																				
<p>別記第1号様式 別記第1号様式（第15条第2項）</p> <p style="text-align: center;">臨時休業報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">茂原市立 幼稚園長</p> <p>下記により臨時休業したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>別記第1号様式</p> <p style="text-align: center;">臨 時 休 業 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茂原市教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">茂原市立 幼稚園長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記により臨時休業をいたしましたので報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																				
<table border="1" data-bbox="129 874 1093 1139"> <tr><td>事 由</td><td></td></tr> <tr><td>期日又は期間</td><td></td></tr> <tr><td>休業した学級</td><td></td></tr> <tr><td>幼児の処置</td><td></td></tr> <tr><td>その他特記事項</td><td></td></tr> </table>	事 由		期日又は期間		休業した学級		幼児の処置		その他特記事項		<table border="1" data-bbox="1151 724 2101 1027"> <tr><td>事 由</td><td></td></tr> <tr><td>期日又は期間</td><td></td></tr> <tr><td>休業した学級</td><td></td></tr> <tr><td>幼児の処置</td><td></td></tr> <tr><td>その他特記事項</td><td></td></tr> </table>	事 由		期日又は期間		休業した学級		幼児の処置		その他特記事項	
事 由																					
期日又は期間																					
休業した学級																					
幼児の処置																					
その他特記事項																					
事 由																					
期日又は期間																					
休業した学級																					
幼児の処置																					
その他特記事項																					

改正後	現 行																																																				
<p>第2号様式 第2号様式（第22条）</p> <p style="text-align: center;">退園願</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>（宛先）茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">園児氏名 保護者氏名</p> <p>下記により退園したいのでお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 退園年月日 年 月 日</p> <p>(2) 退園事由</p>	<p>第2号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">受付番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">入 園 願</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">本 籍</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">現 住 所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふりがな</td> <td style="text-align: center;">性別</td> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼 児 氏 名</td> <td style="text-align: center;">男・女</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふりがな</td> <td style="text-align: center;">職</td> <td style="text-align: center;">続</td> <td style="text-align: center;">柄 ( )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 護 者 氏 名</td> <td style="text-align: center;">業</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 育 歴 〔園名・期間を記入 してください。〕</td> <td style="text-align: center;">健 康 状 態</td> <td colspan="2">           1 健康            2 病名         </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">上記のとおり入園許可願います。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">保護者住所 茂原市 町 丁目 番号 氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(宛先)茂原市立 幼稚園長</td> </tr> </table>	受付番号				入 園 願				本 籍				現 住 所				ふりがな	性別	生年月日		幼 児 氏 名	男・女	年 月 日	生	ふりがな	職	続	柄 ( )	保 護 者 氏 名	業			保 育 歴 〔園名・期間を記入 してください。〕	健 康 状 態	1 健康 2 病名		上記のとおり入園許可願います。				年 月 日				保護者住所 茂原市 町 丁目 番号 氏名				(宛先)茂原市立 幼稚園長			
受付番号																																																					
入 園 願																																																					
本 籍																																																					
現 住 所																																																					
ふりがな	性別	生年月日																																																			
幼 児 氏 名	男・女	年 月 日	生																																																		
ふりがな	職	続	柄 ( )																																																		
保 護 者 氏 名	業																																																				
保 育 歴 〔園名・期間を記入 してください。〕	健 康 状 態	1 健康 2 病名																																																			
上記のとおり入園許可願います。																																																					
年 月 日																																																					
保護者住所 茂原市 町 丁目 番号 氏名																																																					
(宛先)茂原市立 幼稚園長																																																					

改正後	現 行				
<p>第3号様式 第3号様式（第23条）</p> <p style="text-align: center;">休園願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">園児氏名 保護者氏名</p> <p>下記により休園したいのでお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">退 園 願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）茂原市立 幼稚園長</p> <p style="text-align: center;">園児氏名 保護者氏名</p> <p>下記により退園いたしたいので承認下さるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 退園年月日           年 月 日</p> <p>(2) 退園事由</p> </div>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事 由</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休 園 期 間</td> <td>始期   年 月 日 終期   年 月 日（ 箇月）</td> </tr> </tbody> </table>	事 由		休 園 期 間	始期   年 月 日 終期   年 月 日（ 箇月）	
事 由					
休 園 期 間	始期   年 月 日 終期   年 月 日（ 箇月）				
<p>（備考） 病気の場合は医師の診断書を添付すること。</p>					

改正後

第4号様式

第4号様式（第24条）

復園願

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

園児氏名

保護者氏名

このことについて、かねて休園しておりましたが、下記により復園したいので願います。

記

事 由	
復園の期日	

（備考） 病気休園の場合は医師の診断書を添付すること。

現 行

第4号様式

休 園 願

年 月 日

（宛先）茂原市立 幼稚園長

園児氏名  
保護者氏名

下記により休園したいので承認くださるようお願いいたします。

記

事 由	
休 園 期 間	始 期 月 日
	終 期 月 日

（備考） 病気の場合は医師の診断書を添付すること。

改正後

第5号様式  
第5号様式（第25条）

契  
印

年  
月  
日

千葉県茂原市立  
幼稚園長  
印

あなたは幼稚園の課程を修了したのでこれを証します。

園  
印

氏名

年 月 日生

修  
了  
証  
書

現 行

第5号様式

復 園 願

年 月 日

(宛先)茂原市立 幼稚園長

園児氏名  
保護者氏名

このことについて、かねて休園いたしておりましたが下記のより復園いたしたいので承認くださるようお願いいたします。

記

事 由	
復 園 の 期 日	

(備考) 病気休園の場合は医師の診断書を添付すること。

改正後

第6号様式 (削除)

現 行

第6号様式

契 印	年 月 日	あなた は 幼稚園 の 課程 を 修 了 し た の で こ れ を 証 し ま す。	園 印	修 了 証 書
	千 葉 県 茂 原 市 立		氏 名	
	幼 稚 園 長 印		年 月 日 生	

改正後	現 行																								
<p>第6号様式 第6号様式（第26条第3項）</p> <p style="text-align: center;">健康診断報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">茂原市立 幼稚園長</p> <p>下記により健康診断を実施したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>第7号様式</p> <p style="text-align: center;">健康診断報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茂原市教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">茂原市立 幼稚園長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記により健康診断をいたしましたので報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">実 施 年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>実 施 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>定 期 ・ 臨 時 の 別</td><td></td></tr> <tr><td>実施学級及び幼児数</td><td></td></tr> <tr><td>健康診断医師氏名</td><td></td></tr> <tr><td>特 記 事 項</td><td></td></tr> </table>	実 施 年 月 日		実 施 場 所		定 期 ・ 臨 時 の 別		実施学級及び幼児数		健康診断医師氏名		特 記 事 項		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">実 施 年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>実 施 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>定 期 ・ 臨 時 の 別</td><td></td></tr> <tr><td>実施学級及び幼児数</td><td></td></tr> <tr><td>健康診断医師氏名</td><td></td></tr> <tr><td>特 記 事 項</td><td></td></tr> </table>	実 施 年 月 日		実 施 場 所		定 期 ・ 臨 時 の 別		実施学級及び幼児数		健康診断医師氏名		特 記 事 項	
実 施 年 月 日																									
実 施 場 所																									
定 期 ・ 臨 時 の 別																									
実施学級及び幼児数																									
健康診断医師氏名																									
特 記 事 項																									
実 施 年 月 日																									
実 施 場 所																									
定 期 ・ 臨 時 の 別																									
実施学級及び幼児数																									
健康診断医師氏名																									
特 記 事 項																									

改正後

第7号様式  
第7号様式(第29条)

性行不良幼児報告書

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

茂原市立 幼稚園長

このことについて下記のとおり報告します。

記

幼 児 氏 名		生 年 月 日	
保 護 者 氏 名		続 柄	
現 住 所			
学 級		担 任 教 員 職 氏 名	
性行不良の概況等			

現 行

第8号様式

性 行 不 良 幼 児 報 告 書

年 月 日

茂原市教育委員会教育長 様

茂原市立 幼稚園長

印

このことについて下記のとおり報告いたします。

記

幼 児 氏 名		生 年 月 日	
保 護 者 氏 名		続 柄	
現 住 所			
学 級		担 任 教 員 職 氏 名	
性行不良の概況等			



改正後

第8号様式

第8号様式(第37条)

(1面)		年度出勤簿						所属	
		職名				氏名			
日	月	4月		5月		6月			
		出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間		
1	16	~	~	~	~	~	~	~	~
2	17	~	~	~	~	~	~	~	~
3	18	~	~	~	~	~	~	~	~
4	19	~	~	~	~	~	~	~	~
5	20	~	~	~	~	~	~	~	~
6	21	~	~	~	~	~	~	~	~
7	22	~	~	~	~	~	~	~	~
8	23	~	~	~	~	~	~	~	~
9	24	~	~	~	~	~	~	~	~
10	25	~	~	~	~	~	~	~	~
11	26	~	~	~	~	~	~	~	~
12	27	~	~	~	~	~	~	~	~
13	28	~	~	~	~	~	~	~	~
14	29	~	~	~	~	~	~	~	~
15	30	~	~	~	~	~	~	~	~
	31	~	~	~	~	~	~	~	~
出張									

現行

第9号様式

(1面)		年度出勤簿				所属	
		職名				氏名	
日	月	4月		5月		6月	
		出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間
1	16	~	~	~	~	~	~
2	17	~	~	~	~	~	~
3	18	~	~	~	~	~	~
4	19	~	~	~	~	~	~
5	20	~	~	~	~	~	~
6	21	~	~	~	~	~	~
7	22	~	~	~	~	~	~
8	23	~	~	~	~	~	~
9	24	~	~	~	~	~	~
10	25	~	~	~	~	~	~
11	26	~	~	~	~	~	~
12	27	~	~	~	~	~	~
13	28	~	~	~	~	~	~
14	29	~	~	~	~	~	~
15	30	~	~	~	~	~	~
	31	~	~	~	~	~	~
出張							

改正後

(2面)

日 月		7月		8月		9月	
		出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間
1	16	~	~	~	~	~	~
2	17	~	~	~	~	~	~
3	18	~	~	~	~	~	~
4	19	~	~	~	~	~	~
5	20	~	~	~	~	~	~
6	21	~	~	~	~	~	~
7	22	~	~	~	~	~	~
8	23	~	~	~	~	~	~
9	24	~	~	~	~	~	~
10	25	~	~	~	~	~	~
11	26	~	~	~	~	~	~
12	27	~	~	~	~	~	~
13	28	~	~	~	~	~	~
14	29	~	~	~	~	~	~
15	30	~	~	~	~	~	~
	31	~	~	~	~	~	~
出張							

現行

(2面)

日 月		7月		8月		9月	
		出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間
1	16	~	~	~	~	~	~
2	17	~	~	~	~	~	~
3	18	~	~	~	~	~	~
4	19	~	~	~	~	~	~
5	20	~	~	~	~	~	~
6	21	~	~	~	~	~	~
7	22	~	~	~	~	~	~
8	23	~	~	~	~	~	~
9	24	~	~	~	~	~	~
10	25	~	~	~	~	~	~
11	26	~	~	~	~	~	~
12	27	~	~	~	~	~	~
13	28	~	~	~	~	~	~
14	29	~	~	~	~	~	~
15	30	~	~	~	~	~	~
	31	~	~	~	~	~	~
出張							

改正後

(3面)

日	月	10月		11月		12月	
		出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間
1	16	~	~	~	~	~	~
2	17	~	~	~	~	~	~
3	18	~	~	~	~	~	~
4	19	~	~	~	~	~	~
5	20	~	~	~	~	~	~
6	21	~	~	~	~	~	~
7	22	~	~	~	~	~	~
8	23	~	~	~	~	~	~
9	24	~	~	~	~	~	~
10	25	~	~	~	~	~	~
11	26	~	~	~	~	~	~
12	27	~	~	~	~	~	~
13	28	~	~	~	~	~	~
14	29	~	~	~	~	~	~
15	30	~	~	~	~	~	~
	31	~	~	~	~	~	~
出張							

現行

(3面)

日	月	10月		11月		12月	
		出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間
1	16	~	~	~	~	~	~
2	17	~	~	~	~	~	~
3	18	~	~	~	~	~	~
4	19	~	~	~	~	~	~
5	20	~	~	~	~	~	~
6	21	~	~	~	~	~	~
7	22	~	~	~	~	~	~
8	23	~	~	~	~	~	~
9	24	~	~	~	~	~	~
10	25	~	~	~	~	~	~
11	26	~	~	~	~	~	~
12	27	~	~	~	~	~	~
13	28	~	~	~	~	~	~
14	29	~	~	~	~	~	~
15	30	~	~	~	~	~	~
	31	~	~	~	~	~	~
出張							

改正後

(4面)

日 月		1月		2月		3月	
		出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間	出張時間 退勤時間
1	16	~	~	~	~	~	~
2	17	~	~	~	~	~	~
3	18	~	~	~	~	~	~
4	19	~	~	~	~	~	~
5	20	~	~	~	~	~	~
6	21	~	~	~	~	~	~
7	22	~	~	~	~	~	~
8	23	~	~	~	~	~	~
9	24	~	~	~	~	~	~
10	25	~	~	~	~	~	~
11	26	~	~	~	~	~	~
12	27	~	~	~	~	~	~
13	28	~	~	~	~	~	~
14	29	~	~	~	~	~	~
15	30	~	~	~	~	~	~
	31	~	~	~	~	~	~
出張							

現行

(4面)

日 月		1月		2月		3月	
		出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間	出勤時間 退勤時間
1	16	~	~	~	~	~	~
2	17	~	~	~	~	~	~
3	18	~	~	~	~	~	~
4	19	~	~	~	~	~	~
5	20	~	~	~	~	~	~
6	21	~	~	~	~	~	~
7	22	~	~	~	~	~	~
8	23	~	~	~	~	~	~
9	24	~	~	~	~	~	~
10	25	~	~	~	~	~	~
11	26	~	~	~	~	~	~
12	27	~	~	~	~	~	~
13	28	~	~	~	~	~	~
14	29	~	~	~	~	~	~
15	30	~	~	~	~	~	~
	31	~	~	~	~	~	~
出張							



改正後

第8号様式の3

第8号様式の3（第38条の2第1項）

研修計画書

年 月 日

職・氏名

研修日時（時間）	研修の具体的な内容	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで  （ 時間）	教科等（ ）	
	研修場所（連絡先）	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで  （ 時間）	教科等（ ）	
	研修場所（連絡先）	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで  （ 時間）	教科等（ ）	
	研修場所（連絡先）	

現 行

第9号様式の3

研 修 計 画 書

年 月 日

職・氏名

印

研修日時(時間)	研 修 の 具 体 的 な 内 容	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで  （ 時間）	教科・領域等（ ）	
	研修場所(連絡先)	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで  （ 時間）	教科・領域等（ ）	
	研修場所(連絡先)	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで  （ 時間）	教科・領域等（ ）	
	研修場所(連絡先)	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで  （ 時間）	教科・領域等（ ）	
	研修場所(連絡先)	

改正後

第8号様式の4

第8号様式の4（第38条の2第2項）

研修報告書

年 月 日

職・氏名

研修日時（時間）	研修の具体的な内容	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで （ 時間）		
研修場所		
	園長	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで （ 時間）		
研修場所		
	園長	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで （ 時間）		
研修場所		
	園長	

現 行

第9号様式の4

研 修 報 告 書

年 月 日

職・氏名 印

研修日時（時間）	研修の具体的な内容	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで （ 時間）		
研修場所		
	園長印	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで （ 時間）		
研修場所		
	園長印	
月 日（ ） 時 分から 時 分まで （ 時間）		
研修場所		
	園長印	

改正後

第9号様式

第9号様式（第46条第1項）

組織編制報告書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

茂原市立 幼稚園長

このことについて、月 日現在における組織編制を次のとおり報告します。

学級										計		
性別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
幼児数												

職別	教員の身分を有する者 A					B		C	合計 (A+B+C)	棒外教職員	備考
	実働教員					養護教諭	養護助教諭	事務職員			
	園長	教諭	助教諭		計						
男											
女											
計											

現行

第10号様式

組織編制報告書

年 月 日

茂原市教育委員会教育長 様

茂原市立 幼稚園長

印

このことについて、月 日現在における組織編制を下記のとおり報告いたします。

学級										計		
性別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
幼児数												

職別	教員の身分を有する者 A					B		C	合計 (A+B+C)	棒外教職員	備考
	園長	教諭	助教諭		計	養護教諭	養護助教諭	事務職員			
男											
女											
計											





- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

第2号様式（第22条）

退園願

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

園児氏名

保護者氏名

下記により退園したいのでお願いします。

記

(1) 退園年月日 年 月 日

(2) 退園事由

第3号様式（第23条）

休園願

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

園児氏名

保護者氏名

下記により休園したいのでお願いします。

記

事 由	
休 園 期 間	始期 年 月 日
	終期 年 月 日（ 箇月）

（備考） 病気の場合は医師の診断書を添付すること。

第4号様式（第24条）

復園願

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

園児氏名

保護者氏名

このことについて、かねて休園しておりましたが、下記により復園したいのでお願いします。

記

事 由	
復 園 の 期 日	

（備考） 病気休園の場合は医師の診断書を添付すること。

第5号様式（第25条）

契  
印

年  
月  
日

千葉県茂原市立  
幼稚園長  
印

あなたは幼稚園の課程を修了したのでこれを証します。

園  
印

修  
了  
証  
書

氏名

年  
月  
日生

第8号様式の2（第38条の2第1項）

研修承認簿

職

氏名

決裁	月	日	曜日	時間	研修の場所	研修内容	取扱者

## 議案第2号

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則  
の制定について

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のよう  
に制定する。

令和4年9月29日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（令和元年茂原市教育委員会規則  
第2号）の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とする。

第15条中「前項」を「前条各号」に改め、同条を第17条とする。

第14条第9号中「賦課及び徴収」を「賦課、徴収及び減免並びに還付」に改め、同条  
を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条の次に次  
の2条を加える。

（給食費の減免）

第12条 給食費の減免（以下「減免」という。）を受けることができる者は、次に掲げ  
る要件を備えた者とする。

- （1） 給食を受ける児童又は生徒の保護者等（以下「学校給食費負担者」という。）  
が子等を3人以上扶養している場合であって、その扶養している者のうち、第三  
子以降の者（学校給食費負担者が扶養している子等のうち、最年長者及び二番目  
の年長者である者を除いた者をいう。以下この条において同じ。）に本市が設置



している学校で給食を受けさせていることその他教育委員会が別に定める要件を満たしていること。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による教育扶助又は茂原市就学援助認定による就学援助費の支給が行われていないこと。

(3) 給食費の滞納がないこと。

2 前項に該当する場合の減免の対象となる給食費の額は、第三子以降の者に係る第8条に規定する給食費の額とする。

3 減免を受けようとする学校給食費負担者は、第3子以降給食費減免申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定し、給食費減免決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

5 前項の規定により減免の決定を受けた学校給食費負担者は、第3項の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、給食費減免状況変更届（別記第3号様式）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

6 教育委員会は、第4項の規定により減免の決定を受けた学校給食費負担者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更し、給食費減免取消決定通知書（別記第4号様式）又は給食費減免変更決定通知書（別記第5号様式）により当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請又は届出により減免の決定を受けたとき。

(2) 第3項の規定により提出した申請書の記載事項に変更が生じたとき。

（給食費の還付及び充当）

第13条 教育委員会は、給食費につき過誤納金がある場合は、当該学校給食費負担者に還付する。ただし、未納の給食費があるときは、当該過誤納金を未納の給食費にあてる。

2 教育委員会は、前項の規定により還付又は充当をしたときは、当該学校給食費負担者に通知するものとする。

附則の次に次の5様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第12条の規定による減免の申請に関し必要な行為は、この規則の施行前においてもすることができる。

提案理由 多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の給食費を無償化するにあたり、所要の改正をするものです。

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(給食費の減免)</u></p> <p><u>第12条 給食費の減免（以下「減免」という。）を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。</u></p> <p><u>(1) 給食を受ける児童又は生徒の保護者等（以下「学校給食費負担者」という。）が子等を3人以上扶養している場合であって、その扶養している者のうち、第三子以降の者（学校給食費負担者が扶養している子等のうち、最年長者及び二番目の年長者である者を除いた者をいう。以下この条において同じ。）に本市が設置している学校で給食を受けさせていることその他教育委員会が別に定める要件を満たしていること。</u></p> <p><u>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による教育扶助又は茂原市就学援助認定による就学援助費の支給が行われていないこと。</u></p> <p><u>(3) 給食費の滞納がないこと。</u></p> <p><u>2 前項に該当する場合の減免の対象となる給食費の額は、第三子以降の者に係る第8条に規定する給食費の額とする。</u></p> <p><u>3 減免を受けようとする学校給食費負担者は、第三子以降給食費減免申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定し、給食費減免決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>5 前項の規定により減免の決定を受けた学校給食費負担者は、第3項の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、給食費減免状況変更届（別記第3号様式）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>6 教育委員会は、第4項の規定により減免の決定を受けた学校給食費負担</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更し、給食費減免取消決定通知書（別記第4号様式）又は給食費減免変更決定通知書（別記第5号様式）により当該学校給食費負担者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(1) 虚偽の申請又は届出により減免の決定を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 第3項の規定により提出した申請書の記載事項に変更が生じたとき。</u></p> <p><u>(給食費の還付及び充当)</u></p> <p><u>第13条 教育委員会は、給食費につき過誤納金がある場合は、当該学校給食費負担者に還付する。ただし、未納の給食費があるときは、当該過誤納金を未納の給食費にあてる。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、前項の規定により還付又は充当をしたときは、当該学校給食費負担者に通知するものとする。</u></p> <p>(職員の職及び職務)</p> <p><u>第14条 (略)</u></p> <p>(職員の勤務時間)</p> <p><u>第15条 (略)</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p><u>第16条 給食センターの分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>給食費の賦課、徴収及び減免並びに還付に関すること。</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p>	<p>(職員の職及び職務)</p> <p><u>第12条 (略)</u></p> <p>(職員の勤務時間)</p> <p><u>第13条 (略)</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p><u>第14条 給食センターの分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>給食費の賦課及び徴収に関すること。</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p>

改正後	現 行
<p>(業務の委託)  <u>第17条</u> 教育委員会は、<u>前条各号</u>に掲げる事務の一部を適当と認める者に委託することができる。</p> <p>(委任)  <u>第18条</u> (略)</p> <p>附 則  (略)  <u>(施行期日)</u>  1 <u>この規則は、令和5年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(準備行為)</u>  2 <u>この規則による改正後の茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第12条の規定による減免の申請に関し必要な行為は、この規則の施行前においてもすることができる。</u></p>	<p>(業務の委託)  <u>第15条</u> 教育委員会は、<u>前項</u>に掲げる事務の一部を適当と認める者に委託することができる。</p> <p>(委任)  <u>第16条</u> (略)</p> <p>附 則  (略)</p>

附 則 (令和4年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第12条の規定による減免の申請に関し必要な行為は、この規則の施行前においてもすることができる。

第3子以降給食費減免申請書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 （保護者）	ふりがな	
	保護者氏名	
	住所	
	電話番号（日中連絡先）	— — — —

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第12条第3項の規定により、次のとおり給食費の減免を申請します。

申請理由	子を3人以上扶養しており、第3子以降の子が茂原市立学校で給食の提供を受けているため。					
扶養している子の状況（子の年齢を問わず扶養している子を全て記入してください。）						
	ふりがな 氏名	生年月日(和暦)	在籍している学校 (茂原市立学校のみ)	学年	被保険者証 添付※1	茂原市 使用欄
1		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	
2		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	
3		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	
4		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	
5		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	
6		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	
7		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	
8		年 月 日		年	<input type="checkbox"/>	

※1 扶養している子の被保険者証(健康保険証)の写しを裏面に添付貼り付けし、チェックを入れてください。

ただし、茂原市立学校で給食の提供を受けている子の写しは必要ありません。

※ 減免の対象となる児童・生徒は、扶養している子のうち、年齢の高い方から数えて3番目以降で、かつ、茂原市立学校で給食の提供を受けている子です。

[茂原市使用欄（以下の欄は記入しないでください。）]

	学校給食費負担者	滞納の有無	生保受給	就援受給	減免可否	減免決定日
<input type="checkbox"/>	申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 決 <input type="checkbox"/> 否	年 月 日
<input type="checkbox"/>	その他（ ）					

（裏面に続く）

(裏面)

扶養事実申立書

この申請書に記載の子を扶養していることに相違ありません。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

同意書

この申請書及び添付書類の内容を確認するため、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。

なお、このことについて、私の属する世帯員の同意を得ています。

- (1) 住民基本台帳の住民情報及び生活保護・就学援助の受給状況等の情報を茂原市教育委員会が確認すること。
- (2) 給食費に関する支援の受給状況等を茂原市教育委員会と関係市町村の間で調査・確認すること。(市外からの転入の場合等)

申請者氏名 \_\_\_\_\_

※扶養事実申立書、同意書ともに、表面に記載している申請者(保護者)が必ず自署してください。

【被保険者証(健康保険証)の写し 貼り付け欄】

※表面に「扶養している子」として記載した子の被保険者証(健康保険証)の写し(コピー)を貼り付けてください。

ただし、茂原市立学校で給食の提供を受けている児童・生徒の被保険者証の写しの添付は必要ありません。

※写しを貼り付ける際は、重ならないように貼っていただくようお願いします。

学校給食費 負担者	氏名	
	住所	

給食費減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった給食費の減免について、次のとおり決定しましたので、茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第12条第4項の規定により通知します。

年 月 日

茂原市教育委員会

印

決定内容				減免開始日	年 月 日
理由					
対象となる児童生徒					
	氏名	生年月日（和暦）	在学している学校	学年	
1		年 月 日	茂原市立 学校	年	
2		年 月 日	茂原市立 学校	年	
3		年 月 日	茂原市立 学校	年	
4		年 月 日	茂原市立 学校	年	
5		年 月 日	茂原市立 学校	年	
6		年 月 日	茂原市立 学校	年	

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。



第3号様式（第12条第5項）

給食費減免状況変更届

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 （保護者）	ふりがな	
	保護者氏名	
	住所	
	電話番号（日中連絡先）	— — — —

茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第12条第5項の規定により、次のとおり変更が生じたので届け出ます。

変更理由	
------	--

変更前の状況	変更後の状況

※変更後の状況を確認できる書類を裏面に添付貼り付けてください。

[茂原市使用欄（以下の欄は記入しないでください。）] 第1号様式（減免申請書）と併せて確認すること。

	新たに減免の対象となる児童等	減免の対象外となる児童等	減免変更取消決定日
<input type="checkbox"/>			年 月 日
<input type="checkbox"/>			

（裏面に続く）

(裏面)

扶養事実申立書

この届出書に記載の子を扶養していることに相違ありません。

届出者氏名

※扶養している子に変更があった場合、届出者（保護者）が自署してください。

同意書

この届出書及び添付書類の内容を確認するため、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。

なお、このことについて、私の属する世帯員の同意を得ています。

- (1) 住民基本台帳の住民情報及び生活保護・就学援助の受給状況等の情報を茂原市教育委員会が確認すること。
- (2) 給食費に関する支援の受給状況等を茂原市教育委員会と関係市町村の間で調査・確認すること（市外からの転入の場合等）。

届出者氏名

※表面に記載している届出者(保護者)が必ず自署してください。

【変更後の状況を確認できる書類の写し 貼り付け欄】

※写しを貼り付ける際は、重ならないように貼っていただくようお願いします。

学校給食費 負担者	氏名	
	住所	

給食費減免取消決定通知書

年 月 日付けで申請のあった給食費の減免について、次のとおり取り消すことを決定しましたので、茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第12条第6項の規定により通知します。

年 月 日

茂原市教育委員会

印

決定内容	減免取消決定日		年 月 日	
理由				
取消の対象となる児童生徒				
	氏名	生年月日（和暦）	在学している学校	学年
1		年 月 日	茂原市立 学校	年
2		年 月 日	茂原市立 学校	年
3		年 月 日	茂原市立 学校	年
4		年 月 日	茂原市立 学校	年
5		年 月 日	茂原市立 学校	年
6		年 月 日	茂原市立 学校	年

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

学校給食費 負担者	氏名	
	住所	

給食費減免変更決定通知書

年 月 日付けで決定した給食費の減免について、次のとおり変更することを決定しましたので、茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第12条第6項の規定により通知します。

年 月 日

茂原市教育委員会

印

決定内容		減免変更決定日	年 月 日
理由			
変更の対象となる児童生徒			
	氏名	生年月日（和暦）	在学している学校 学年
1		年 月 日	茂原市立 学校 年
2		年 月 日	茂原市立 学校 年
3		年 月 日	茂原市立 学校 年
4		年 月 日	茂原市立 学校 年
5		年 月 日	茂原市立 学校 年
6		年 月 日	茂原市立 学校 年

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

報告事項 2

第 8 回 茂原市立図書館指定管理者評価委員会による評価結果について

茂原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条に基づき、指定管理者から令和 3 年度茂原市立図書館指定管理業務報告書が提出されたため、茂原市立図書館指定管理者評価委員会を開催し総合評価及び所見をとりまとめましたので、次のとおり報告いたします。

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 2 6 日 (火) 14:00～15:50
- 2 場 所 茂原市役所 901・902 会議室
- 3 評価委員会委員 (茂原市立図書館指定管理者評価委員会設置要綱第 3 条第 1 項)

	職	氏 名
委員長	教育部部長	中村 一之
副委員長	教育部次長	佐久間 尉介
委員	生涯学習課長	岡田 公一
委員	東部台文化会館長	鶴岡 嘉孝
委員	図書館協議会会長	池澤 眞弓
委員	図書館協議会副会長	齋藤 勝
委員	図書館協議会委員	江澤 いつ子

- ・要綱第 4 条第 2 項により、須藤治朗図書館長・西川友美副館長・白石暁久営業担当出席

4 提出された資料

評 価 項 目	資 料 名
1. サービス向上の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 3 年度茂原市立図書館の管理及び運営に関する事業計画書</li> <li>・ 令和 3 年度茂原市立図書館指定管理業務報告書</li> <li>・ 自主事業提案書及び報告書</li> <li>・ 利用者アンケート実施報告書</li> <li>・ 月例及び年次報告</li> </ul>
2. 管理運営の適正性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員シフト表</li> <li>・ 職員研修報告書</li> <li>・ 保守点検報告書</li> <li>・ 大崎コンピュータ報告書</li> <li>・ 備品台帳</li> <li>・ 個人情報保護及び危機管理マニュアル</li> </ul>
3. 経費の効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 3 年度茂原市立図書館指定管理業務報告書</li> <li>・ 令和 3 年度管理運営に係る収支報告書</li> </ul>
4. 業務の改善性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の評価結果及び改善報告</li> </ul>

## 5 令和3年度評価の総括及び指摘事項

### ・総合評価

B（適当）となり、各評価項目に対して概ね一定の成果があった。

### ・指摘事項

- ① 長引くコロナ禍の中で、従来の3分の1にまで落ち込んだ利用者数が、半数程度に回復している。数字で評価を下すのは簡単なことではあるが、色々と制限された状況下において様々な思考を重ね、取り組みを行い、悪戦苦闘した姿が報告から窺える。
- ② 感染症に伴う生活様式の変化により、図書館施設の利用形態も変化してきているので、多くの市民の声を聴き、課題については行政と十分検討協議のうえ図書館の求められる姿に向かって努められたい。

## 令和3年度における指定管理者評価表

1. サービス向上の有効性	指定管理者評価・評価理由		委員評価・評価理由	
<p>① 市の継続事業と合わせて事業計画書に沿った自主事業が実施されたか</p> <p>※併せてコロナ禍により中止や変更した事業を明記すること</p>	B	<p>1. 令和3年度の計画策定時にはこの年度を駅前図書館来館者100万人達成記念イヤーとして記念講演などを計画していたが、夏の緊急事態宣言、冬のまん延防止等重点措置により、この期間の前後を含めた多くの事業を中止とした。計画時29の継続事業、2の新規事業、3の支援事業に対し、新たに企画した事業も含め14の継続事業、3の新規事業の計17事業が中止となった。また実施した事業についても館外施設の利用や利用者が集中しないような工夫を行った結果、継続事業・支援事業と合わせ23事業を実施した。また「大人のための朗読会」を無観客で開催し、YouTube配信するなどコロナ禍の新しい取り組みにチャレンジした。</p> <p>→事業が行えない分、館内展示に力を入れ、令和2年度2～3件の特集展示の設置に対し、現在15の展示を館内様々な場所で開催しており、利用者に新しい出会いや発見の機会を提供している。</p> <p>■資料 「令和3年度茂原市立図書館指定管理事業計画書」 6 自主事業 P.4～P.9</p> <p>■資料 「令和3年度茂原市立図書館指定管理業務報告書」 4-1 自主事業等の実施状況に関する事項 P.28～P.30</p> <p>■資料 「令和3年度茂原市立図書館指定管理業務報告書」 4-2 令和3年度実施企画展示 P.31～P.36</p> <p>■資料 平成26～令和3年度実施事業一覧 P.43</p> <p>■資料 自主事業実施起案および報告書(抜粋) P.44～P.66</p>	B	<p>感染症対策の為、一部の事業中止は止むを得ないが、その分企画展示に力を入れるなどコロナ禍に対応する事業の実施は評価できる。感染状況の見通しが立たない状況は今後も続くであろうが、今までの柔軟な対応を活かして引き続きサービス向上に努められたい。</p>
<p>② 仕様書に基づいた利用者アンケートにより意見の収集を図り、改善等の意見にはそれを反映させた対応が行われたか</p>	A	<p>1. 茂原市立図書館 web アンケート (令和3年8月28日～9月27日実施)</p> <p>令和3年8月、図書館の利用目的や借りたい資料などを問うwebによる利用者アンケートを前年に引き続き実施し、67件の回答。アンケートの集計結果とご意見への回答を11月に図書館廊下に専用ボードを設置し公開、また図書館ホームページにアップした。</p> <p>■資料 「茂原市立図書館についてのwebアンケート」集計 P.67～P.82</p> <p>■資料 茂原市立図書館ホームページ画像 P.83</p>	B	<p>アンケートの意見を丁寧に汲み取り、回答する姿勢がカウンターでの満足度に反映されているものと考えられる。令和2年度末</p>

## 令和3年度における指定管理者評価表

	<p>① 図書館の利用目的は「本や雑誌を借りる」が前回より6ポイント上昇し、コロナ以前とほぼ同率となった。その分「勉強、PCコーナーの利用」が4ポイント下がったが、今回10代の回答が皆無だった影響と思われる。</p> <p>また今回新たに「電子図書館の利用」を追加したが、特にWeb回答のみの今回アンケートでは普段から電子デバイス利用に慣れている人たちからの回答であるため、今後はこの数字を上げるためのアプローチに取り組んでいく。</p> <p>→新たな広報媒体（Twitter・YouTube）などを活用し、コロナ禍で館内に来なくても図書館の魅力を利用者に伝わるようにした。</p> <p>■資料 web アンケート 問(3) 「図書館を利用する目的」 P.74</p> <p>■資料 広報関係資料 Twitter P.154～P.155</p> <p>■資料 広報関係資料 YouTube P.156</p> <p>② 図書館の利用頻度を高める取り組みについて、回答比率は前年度と大きな変化は無いが、昨年度スタートした電子書籍の充実が前回より5ポイントアップしている。</p> <p>また図書の有料宅配サービスについては、前は図書館の利用制限がかかっていたこともあり、多くのニーズ（7件）があったが、現在ほぼ通常通り開館していることや、電子図書館の開館など、利用者の読書スタイルの多様化に対応している事などにより、有料宅配サービスの減少（3件）に繋がっていると考えられる。</p> <p>→電子書籍については駅前図書館利用者100万人達成を記念して、令和2年度約7,500冊で自主事業としてサービスを開始し、現在は約9,200冊と1年で約1,700冊増加。</p> <p>有料宅配サービスについては引き続き他図書館の実施状況なども確認し今後の検討課題の1つとしていく。</p> <p>■資料 web アンケート 問(9) 「図書館利用の頻度を高める手段」 P.76</p>	<p>に開始した電子図書については、可能性のある分野であり、回答数の減少の問題も併せ、アンケート結果を活用した効果的な取り組みが求められる。</p>
--	--	--



## 令和3年度における指定管理者評価表

	<p>③ 特に充実してほしい資料は、例年通り「実用書」「文芸書」で過半数を占めており、この集計結果は今後の選書の際の参考にしていきます。</p> <p>今回大きく数字を伸ばしているのは「茂原市・郷土関係資料」で前々回の2%から前回5%、そして今回6%と数字を伸ばしている事もあり、郷土資料の電子化などをすすめ、地元茂原に対する関心をさらに高めていきたいと考えます。</p> <p>→「実用書」「文芸書」については昨年、図書4,126冊（購入7,168冊58%）、電子1,509冊（購入1,637冊92%）、計5,635冊を新規購入し提供した。</p> <p>郷土資料については地元茂原に対する関心が高まっている表れであり、郷土資料の電子化を令和4年度に実施する。（令和3年度は調べる学習全国大会出品作品の電子化を実施）</p> <p>■資料 web アンケート 問(9) 「図書館で充実して欲しい資料」 P.77</p> <p>■資料 「令和3年度茂原市立図書館指定管理業務報告書」 2 管理施設の利用状況に関する事項 ⑧施設別受入冊数 購入（一般書） P.25</p> <p>④ 自由意見については、アンケートへの回答数が前回から6割減っているため、自由意見についても昨年の75件から43件に4割減となった。</p> <p>特に図書館でのコロナ対策に対するご意見が前回の9件から3件となっており、前回いろいろ賛否を頂いていた図書館のコロナ対策が利用者に認知されたと思われる。</p> <p>図書館スタッフや図書館運営へのお褒めの言葉は8件と前回の10件からは微減となり、図書館全体が3件、児童関連3件、電子図書館2件となっている。</p> <p>→お褒めの言葉に併せ、さらに良くするための提言も頂いており、頂いた意見をすべて実現するのは難しいが、少しでも利用者の理想に近い図書館を目指していく為、今回のアンケート結果を活用していく。</p> <p>■資料 web アンケート 茂原市立図書館へのご意見・ご要望への回答 P.79～P.82</p>	
--	---	--

## 令和3年度における指定管理者評価表

	<p>2. 茂原市立図書館についてのアンケート（令和3年12月21日～令和4年1月20日実施）</p> <p>① 12月から1月にかけて実施したアンケートで、図書館利用者からの意見を確認する目的で実施。前回は緊急事態宣言発令中という事もあり、入口にてスタッフが来館者名簿の記入をお願いした際に併せてアンケートへの協力をお願いしていた経緯もあり、ほぼ全ての来館者にご協力頂けたが、今回については例年通りカウンター前にアンケート用紙と回収ボックスを置いて、カウンター利用者に記入をお願いした。</p> <p>コロナ前の令和元年度の174件に対し、令和3年度175件の回答があり、ほぼコロナ前と同数の回答となった。アンケートの集計結果とご意見への回答を2月に図書館廊下に専用ボードを設置し公開、また図書館ホームページにアップした。</p> <p>■資料 「茂原市立図書館についてのアンケート」集計 P.84～P.100</p> <p>■資料 茂原市立図書館ホームページ画像 P.101</p> <p>② 図書館所蔵本について</p> <table border="1" data-bbox="582 778 1500 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充実・やや充実を合わせた満足度</td> <td>54%</td> <td>71%</td> <td>68%</td> </tr> <tr> <td>不満・やや不満を合わせた割合</td> <td>41%</td> <td>27%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>充実・やや充実を合わせた図書館所蔵本の満足度はコロナ禍の令和2年度、コロナ前の令和元年度と比較しても大きく落ち込んでおり、今回アンケートのご意見・ご要望でも全体の55%が図書資料に関するものとなっている。例年、特定のシリーズ本に対するご要望は多くみられるが、特に今回は蔵書が少ないという意見が例年に比べ増加している。</p> <p>→新刊コーナーの設置や館内各所に展示コーナーを設置するなど、利用者に新しい本を提供する工夫をしているが、さらに蔵書自体を増やすためには施設の耐荷重問題など、物理的な要因もあり中央館としての対策は難しいが、公民館・福祉センター図書室の更なる活用や電子図書館の蔵書の充実も含め、総合的に対応していく。</p> <p>■資料 「茂原市立図書館についてのアンケート」集計 (7)所蔵本の充実 P.91</p>		R3年度	R2年度	R1年度	充実・やや充実を合わせた満足度	54%	71%	68%	不満・やや不満を合わせた割合	41%	27%	30%	
	R3年度	R2年度	R1年度											
充実・やや充実を合わせた満足度	54%	71%	68%											
不満・やや不満を合わせた割合	41%	27%	30%											

## 令和3年度における指定管理者評価表

③ カウンターの満足度は90%を超えており、3年連続高評価となっている。スタッフによる館内のこまめな消毒など、スタッフが館内で働いている姿が目にとり易かった事が要因と見ている。  
 ただ、カウンター対応の不满については、レファレンスサービスが不十分だった事をご意見として頂いている。

→令和3年度末に日本図書館協会の認定司書資格をスタッフが取得するなど、スタッフ一人ひとり  
 は地道にレベルアップしていると感じている。更に令和4年度のスタッフレベルアップ教育の  
 テーマの一つにレファレンスサービスを組み込んでいく予定。

■資料 「茂原市立図書館についてのアンケート」集計 (10)カウンターでの対応 P.92

④ 自由意見の記述で、利用者からのご意見で、これまで多く出されていた駐車場問題について、  
 昨年に引き続き回答は2件にとどまった。

自由記述のご意見	前々回		前回		今回	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 資料について	30件	40%	124件	69%	36件	55%
2 施設・読書環境	6件	8%	11件	6%	4件	6%
3 予約・リクエスト	3件	4%	11件	6%	9件	14%
4 駐車場・駐輪場	10件	13%	2件	1%	2件	3%
5 開館日・開館時間	2件	3%	2件	1%	0件	0%
6 新型コロナ対策	—		9件	5%	2件	3%
7 その他(システム・ウェブサイト含む)	24件	32%	22件	12%	12件	19%
計	75件	100%	181件	100%	65件	100%

## 令和3年度における指定管理者評価表

→コロナ前と比べ徒歩・自転車の利用が10ポイント増加し自動車利用が9ポイント減となり、コロナ禍で軽い運動がてら図書館に来館されていると思われる。  
特にアンケートのご意見・ご要望でもそれまで多く見られた駐車場の満車に対する不満は一切なく、駐車場が遠いという意見が2件ということも、自動車の利用が減っている影響と思われる。  
ただ、令和3年度については駅前駐車場が満車で図書館が利用できないという利用者からの声は一度もなかったが、令和4年度については満車で図書館が利用できないという声を数多く伺っており、人々の移動がコロナ前に戻ってきたと実感している。

図書館への交通手段	前々回		前回		今回	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 徒歩	25件	14%	119件	19%	32件	18%
2 自転車	30件	17%	137件	22%	40件	23%
3 バイク	3件	2%	9件	1%	3件	2%
4 自動車	94件	54%	275件	44%	78件	45%
5 バス	6件	3%	23件	4%	6件	3%
6 電車	14件	8%	60件	9%	8件	5%
7 無回答	2件	1%	9件	1%	8件	5%
計	174件	100%	632件	100%	175件	100%

- 「茂原市立図書館についてのアンケート」集計 (5)図書館への交通手段 P.91
- 「茂原市立図書館についてのアンケート」集計 (12)ご意見・ご要望 P.96～P.100

## 令和3年度における指定管理者評価表

<p>③ 利用者数等の実績が、コロナ禍状況変化による閉館時間の段階的回復後改善されたか</p>	<p>B</p> <p>1. 貸出者数・貸出冊数</p> <p>令和2年度はコロナ禍で2か月間臨時休館し、開館後も開館時間短縮など利用制限により大幅減。令和3年度についても緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が計2回、約4か月間出ているが、ほぼコロナ前の8割程度まで回復してきている。</p> <table border="1" data-bbox="555 387 1794 600"> <thead> <tr> <th></th> <th>導入前 *1</th> <th>第1期 *2</th> <th>令和元年度 *3</th> <th>令和2年度 *3</th> <th>令和3年度 *3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出者数 (人)</td> <td>4,674</td> <td>4,515</td> <td>4,022</td> <td>2,480</td> <td>3,527</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数 (冊)</td> <td>15,306</td> <td>14,255</td> <td>12,161</td> <td>7,425</td> <td>10,463</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 平成24年度+平成25年度月平均 *2 平成26年度～平成30年度月平均 *3 年度毎月平均</p> <p>■資料 利用者数等の年度実績推移 P.142</p> <p>2. 来館者数</p> <p>令和3年度は緊急事態宣言の8・9月、まん延防止等重点措置の1・2月に来館者数が落ちているが、閉館時間を令和2年度の17時までから、4月より18時、10月から通常時間の19時に段階的に回復したことにより、令和2年度3月と令和3年度4月との比較で約500人、また令和2年度10月と令和3年度10月を比較すると、約2,000人また令和3年度9月との比較でも約1,500人の来館者増に繋がっている。</p> <p>→特に18時台は学生の学習席利用と会社帰りの利用者など、比較的若い世代の利用が多くみられたが、コロナ前の令和元年度の月平均来館者数約12,000人と比較すると、まだ7割程度の回復であり、この最大要因は学習席・閲覧席の利用をコロナ前の213席から59席に減らしていることなどが影響している。現在はこの対策として座席の入れ替え制の実施などを行っている。</p> <table border="1" data-bbox="555 1179 1823 1329"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度・計</td> <td>5,787</td> <td>6,334</td> <td>5,984</td> <td>7,620</td> <td>8,219</td> <td>5,819</td> <td>7,438</td> <td>7,378</td> <td>6,945</td> <td>6,540</td> <td>5,078</td> <td>6,609</td> <td>79,751</td> </tr> <tr> <td>2年度・計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4,532</td> <td>5,555</td> <td>7,094</td> <td>5,407</td> <td>5,322</td> <td>5,342</td> <td>5,175</td> <td>4,881</td> <td>3,408</td> <td>5,490</td> <td>52,206</td> </tr> </tbody> </table> <p>■資料 利用実績等前年同月比較表 P.143</p>		導入前 *1	第1期 *2	令和元年度 *3	令和2年度 *3	令和3年度 *3	貸出者数 (人)	4,674	4,515	4,022	2,480	3,527	貸出冊数 (冊)	15,306	14,255	12,161	7,425	10,463		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	3年度・計	5,787	6,334	5,984	7,620	8,219	5,819	7,438	7,378	6,945	6,540	5,078	6,609	79,751	2年度・計	0	0	4,532	5,555	7,094	5,407	5,322	5,342	5,175	4,881	3,408	5,490	52,206	<p>B</p> <p>コロナ禍の感染状況が続き、閉館時間や学習席の利用制限があったものの回復傾向がみられたのは、状況変化もあるが継続した取り組みの現れと思われる。学生と子連れ利用者の減少については、感染症予防と対策へ取り組みが理解されるよう継続的な呼びかけが求められる。</p>
	導入前 *1	第1期 *2	令和元年度 *3	令和2年度 *3	令和3年度 *3																																																									
貸出者数 (人)	4,674	4,515	4,022	2,480	3,527																																																									
貸出冊数 (冊)	15,306	14,255	12,161	7,425	10,463																																																									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																	
3年度・計	5,787	6,334	5,984	7,620	8,219	5,819	7,438	7,378	6,945	6,540	5,078	6,609	79,751																																																	
2年度・計	0	0	4,532	5,555	7,094	5,407	5,322	5,342	5,175	4,881	3,408	5,490	52,206																																																	

## 令和3年度における指定管理者評価表

3. コロナ禍での利用実績の推移から、来館者数は5～6割だが、貸出者数・貸出資料数については8割を超えるようになった。

→学習席の大幅削減で学生の利用者が大幅減と小さなお子様連れの利用者の減少が来館者数減の要因。令和3年4月よりおはなし会の再開により、徐々に小さなお子様連れの利用者数も増加しつつある。

また、令和3年度市内全ての小学校に司書を置いて頂けた事により、学校貸出件数が大幅に増加している。

	H26 指定管理 1年目	H27 指定管理 2年目	H28 指定管理 3年目	H29 指定管理 4年目	H30 指定管理 5年目	R1 指定管理 更新1年目	R2 指定管理 更新2年目	R3 指定管理 更新3年目
来館者数	115,438	162,928	168,219	177,331	185,547	148,761	52,296	79,751
学校貸出件数	18	36	73	191	183	123	130	203
学校貸出冊数	433	1,368	1,757	2,833	2,305	1,970	1,669	2,440
自主事業数	18	26	33	36	31	32	14	23
自主事業 実施回数	154	202	250	267	230	221	64	175
自主事業 参加人数	4,422	5,777	7,258	7,965	6,952	7,335	1,228	1,527

- 資料 茂原市立図書館 月次報告書 令和3年4月～令和4年3月 P.102～P.125
- 資料 茂原市電子図書館 月次報告 令和3年4月～令和4年3月 P.126～P.137
- 資料 茂原市立図書館 令和3年度統計 P.138～P.141

## 令和3年度における指定管理者評価表

<p>④ 利用促進を図るため市広報、web ページ、図書館だより等のほか、更なる効果的な情報提供が行われたか</p>	<p>A</p>	<p>1. 広報もばらに毎月事業の掲載、ホームページブログの随時更新、毎月の図書館だより発行。                  2. 小学生向け図書館だより（低中高学年向け3種）年3回と、ティーンズ向けに年2回発行。                  3. 新聞、地域広報紙や地域雑誌へ事業の掲載                  4. 広報媒体としてだけでなく情報発信ツールとしてTwitter、YouTubeを積極活用                  →これまでの広報活動に加え、コロナ禍ならではの無観客YouTubeによるネット配信など、新しい試みにチャレンジし、予想を上回る閲覧数となった。</p> <p>■資料 広報もばら掲載記事 P.144                  ■資料 ホームページブログ P.145～P.146                  ■資料 図書館だより P.147～P.148                  ■資料 小学生向け図書館だより P.149～P.150                  ■資料 ティーンズ通信 P.151～P.152                  ■資料 新聞等掲載記事 P.153                  ■資料 広報関係資料 Twitter P.154～P.155                  ■資料 広報関係資料 YouTube P.156</p>	<p>B</p> <p>広報もばら、図書館だより、WEB ページ、SNSなどで、利用者の読書意欲を引き出す、工夫を凝らした情報提供を行い、図書館利用の促進に努めた。どんなやり方が効果を出せるか、今後もノウハウの蓄積を望む。</p>
--	----------	--	---

## 令和3年度における指定管理者評価表

2. 管理運営の適正性	指定管理者評価・評価理由							委員評価・評価理由																										
<p>① 十分なサービスを提供できる適切な人員配置が行われたか</p> <p>また、コロナ禍期間での在宅勤務は適正に行われたか</p>	A	<p>1. 館長を含め責任者4名のうち1名以上が必ず開館中在籍。9月より全17名の体制で早番・遅番のシフトどおりに業務を実施。(館長・副館長を含め17名中司書14名、司書率82.4%)</p> <p>→館内業務体制図でスタッフ一人ひとりの役割分担を明確にし、利用者に十分なサービスを提供。</p> <p>■資料 令和3年度 茂原市立図書館指定管理業務報告書 1-2 運営体制 P.13</p> <p>■資料 令和3年度 茂原市立図書館業務執行体制 P.157～P.158</p> <p>■資料 茂原市立図書館業務体制図 2021.04.01～ P.159～P.160</p> <p>→令和3年4月に自動検温器が設置された為、スタッフによる入口での検温を廃止したが、毎時(10月以降は2時間毎)の館内消毒作業は引き続き実施。(テーブル・椅子・自販機スイッチ・手摺り・利用者端末・利用者カゴ等)</p> <p>■資料 勤務シフト表 P.161</p> <p>2. 在宅勤務については、臨時休館中の令和2年5月1日～5月24日に実施した以降は未実施。</p> <p>→(株)図書館流通センター本社研修や県立図書館研修の多くがWeb研修となったが、図書館に出勤し受講するよう徹底。(館内消毒作業など人手が通常時以上に必要なため)</p>							B	<p>多くの司書有資格者の配置や、責任者を必ず開館中に在籍させる等、通常業務や非常時に対応できる体制、研修をWEBに切り替え館内消毒作業に人員を割くなど、適正に配置され業務が遂行された。</p>																								
<p>② 職員の知識向上等を図るための研修が適切に行われたか</p>	A	<p>1. 研修には適切に参加した。コロナ禍で中止となった研修も多く、参加回数・延べ人数ともに大幅減になったが、WEBに移行できた研修を中心に積極的に受講した。</p> <p>→教育委員長から推薦を頂いた文科省の図書館司書専門講座を受講することができ、日本図書館協会の認定司書資格を取得することができた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加回数</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">68</td> <td style="text-align: center;">76</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">56</td> </tr> <tr> <td>延べ人数</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">138</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td style="text-align: center;">84</td> </tr> </tbody> </table> <p>■資料 令和3年度茂原市立図書館指定管理業務報告書「1-4 研修の実績」 P.18～P.20</p> <p>■資料 研修報告書 P.162～P.167</p> <p>■資料 認定司書資格取得者一覧 P.168</p>								H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	参加回数	54	68	76	46	62	38	56	延べ人数	85	120	85	51	138	109	84	A	<p>認定司書資格取得など、幅広い分野の講座を積極的に受講し、職員の知識や技術の向上等を図っている。機会をとらえて研修に参加し、その後現場において活用されている。</p>
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																											
参加回数	54	68	76	46	62	38	56																											
延べ人数	85	120	85	51	138	109	84																											



## 令和3年度における指定管理者評価表

<p>③ 施設の維持管理、保守点検、修繕および図書管理システム関連への対応が適切に行われたか</p>	A	<p>1. 施設の維持管理、保守点検は図書館が入居するサンヴェルビルの管理会社が、清掃については太平ビルサービスが適切に行った。</p> <p>■資料 消防用設備等点検のお知らせ P.169～P.170</p> <p>■資料 データセンター受電遮断装置内部品交換の報告 P.171</p> <p>■資料 LIVA 図書除菌機定期点検報告 P.172</p> <p>■資料 太平ビルサービス 日常清掃業務作業報告書 P.173～P.176</p> <p>2. 令和3年度の館内の雨漏り被害なし。但し、これまでの雨漏りにより、おはなし室のカーペット下のコンクリートや壁紙などにカビが発生しており、対策としておはなし室改修工事を行った。</p> <p>■資料 起案 館内修繕工事の実施 P.177</p> <p>3. 館内蛍光灯 18 箇所安定器故障が発生。LED交換工事を実施。</p> <p>■資料 起案 館内修繕工事の実施（蛍光灯LED化） P.178</p> <p>4. 図書館管理システムの保守点検は適切な対応を行った。</p> <p>■資料 大崎コンピュータ定例会(議事録) P.179～P.181</p>	B	<p>適正に維持管理されている。修繕については今後も計画的な実施を。施設へのいたずらについては管理方法の検討を要する。</p>
<p>④ 備品台帳により、備品の管理が適切に行われたか</p>	B	<p>1. 備品台帳を作成し、適切な管理を行っている。</p> <p>■資料 購入物品管理台帳【令和3年度】P.182～P.184</p>	B	<p>適正に管理されている。</p>
<p>⑤ 茂原市個人情報保護条例を順守し、利用者の個人情報を適正に管理できたか</p>	B	<p>1. 茂原市個人情報保護条例を読み直しながらその遵守を徹底。令和3年9月の特別整理期間に、図書館流通センター作成の個人情報保護マニュアルと「プライバシーマーク*」(Pマーク)に基づく資料・茂原市個人情報保護条例を配布し、理解度テストを実施した。館長は適正な個人情報の取り扱いと保護について継続的に監督・指導し、スタッフは常に個人情報の重要性を自覚しながら業務にあたるよう徹底している。</p>	B	<p>利用者に係る個人情報の管理については、スタッフ全員へその重要性が行き渡るよう、心がけて取組ん</p>

## 令和3年度における指定管理者評価表

		<p>*「プライバシーマーク」適切な個人情報保護措置を講ずる体制を整備する事業者としての認定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■資料 個人情報保護マニュアル P.185～P.140</li> <li>■資料 スタッフ向け個人情報保護研修（テキスト） P.194～P.200</li> <li>■資料 茂原市個人情報保護条例 P.201</li> <li>■資料 Pマーク研修参加者名簿 P.202</li> <li>■資料 個人情報PMS理解度確認テスト P.203</li> </ul> <p>2. 個人情報を記載した帳票類に関しては保存年限を定め、その経過後は生涯学習課の決裁後シュレッダーで廃棄している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■資料 個人情報帳票書類の廃棄について P.204～P.205</li> <li>■資料 保存期限満了による廃棄帳票リスト P.206</li> </ul>	<p>でいる。帳票類の管理については、廃棄処分まで適切に実施されている。</p>
<p>⑥ 事故、災害等が発生した際の危機管理体制が機能していたか</p> <p>また、それに伴う避難訓練等の実施状況はどうか</p> <p>更に、コロナウイルス感染症感染拡大防止に対する危機管理体制は機能していたか</p>	<p>B</p>	<p>1. 図書館流通センター作成の危機管理マニュアルを遵守。</p> <p>2. 令和3年2月に消防訓練を実施。</p> <p>3. 新型コロナウイルスに関する各種行動指針をスタッフルームに掲示し、朝会にてスタッフの健康状態を確認するとともに、健康・行動記録票の記入・提出を義務付けた。スタッフに風邪症状がある場合には出勤させず、また健康回復しても3日間は自宅待機とするなど、徹底した対策を取ったおかげで、コロナ発生以降一人もコロナ感染及び濃厚接触者は出していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■資料 TRC 危機管理マニュアル P.207～P.228</li> <li>■資料 受託館における災害発生時の連絡フロー P.229</li> <li>■資料 自衛消防訓練通知書・自衛消防訓練計画表・タイムスケジュール・避難経路 P.230～P.235</li> <li>■資料 新型コロナウイルスに関する従業員行動指針 P.236～P.237</li> <li>■資料 新型コロナウイルス健康状態確認および感染疑い時等の行動基準 P.238</li> <li>■資料 健康・行動記録票 P.239</li> <li>■資料 新型コロナウイルス 感染の疑い発生時におけるフロー P.240</li> </ul>	<p>B</p> <p>危機管理マニュアルに沿った緊急時の対応、必要な訓練等の実施などスタッフ全員へ行き渡るよう、取り組んでいる。地震を想定した訓練やビル内他施設との合同訓練も視野に入れてもらいたい。感染症予防については、行動指針に沿った対応を行い、利用者への対応も適切に努めた。</p>

## 令和3年度における指定管理者評価表

3. 経費の効率性	指定管理者評価・評価理由		委員評価・評価理由	
① 指定管理料が今年度については、コロナ禍による状況の変化があった中で効率的且つ適正に予算執行されたか	B	1. 効率的で適正に執行された。 ■資料 収支報告書 P. 241 ■資料 収支報告書項目及び備考(A3版3つ折り) P. 242	B	コロナ禍における状況の中で、適正に行われている。
② 経費節減に対する具体的な取組を行い、効率が上がったか	B	1. 人員の適正配置。(コロナ禍で作業量増大に対し、必要最低限の増員で対応) 2. 基本的に残業はせず、効率的な事務処理を行った。 3. 複数枚にわたる文書は原則両面印刷とし、カラー印刷は必要な時に限り使用。(複合機の標準設定を白黒両面印刷に設定) 4. エアコンの温度設定をこまめに調整。 5. 館内照明の段階的消灯を令和3年9月より実施し、令和3年度末には館内の1/3を消灯。 6. 週2回の回送時等、自動車を使う場合、交通規則を守りECO運転に徹することで、燃費を向上させガソリン代を節約。 7. スタッフ研修の際の資料はスタッフになるべく配布せず、プロジェクタを使用することで印刷及び用紙代を節約。また配布や回覧等が必要な場合は2upまたは4up両面印刷で用紙代を節約。 8. コロナ禍で外部との会議やスタッフ研修などがWEB実施となった為、交通費などを節約。	B	社会情勢や経済の予期せぬ変化に影響があると思われるが、色々工夫をこらし、利用者の利便性、快適性を確保した上で、経費節減に取り組んでいる。

## 令和3年度における指定管理者評価表

4. 業務の改善性	指定管理者評価・評価理由	委員評価・評価理由
<p>① 前回の評価を受けて、適切な改善が図られたか</p>	<p>B</p> <p>1. 図書資料に対する利用者の要望は個人でいろいろあるが、図書館の蔵書構成とのバランスを考慮して選書する必要がある。</p> <p>→1. -②-1-④に記述してあるように、アンケートで利用者から要望が多かった「実用書・文芸書」について、令和2年度購入7,282冊に対し4,472冊(61.4%)を新規購入し提供していたが、令和3年度については購入7,168冊に対し4,126冊(57.6%)と4ポイント減となっている。これに対し児童書(絵本・ティーンズ・紙芝居含む)は令和2年度購入1,265冊(17.4%)を新規購入し提供していたが、令和3年度については購入1,470冊(20.5%)と3ポイント増(205冊増)となっている。</p> <p>アンケート回答では、「実用書・文芸書」のニーズが殆どであるが、電子図書の殆どがこの分野の本であるため(1509冊 92%)、敢えて紙の本については児童書を多く購入し、全体的なバランスを取っている。</p> <p>2. 「コロナとの共存」抜きには業務を成しえないため、感染症防止対策は緩めることなく利用実績を上げる方策の検討を求む。</p> <p>→図書館では現在も館内のこまめな消毒作業を実施しており、こういったスタッフの姿がカウンターでの満足度に繋がっている(1. -②-2. -③参照)また事業の実施については少人数単位での実施と終了後の消毒換気作業を徹底している。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会</li> </ul> <p>令和3年4月より再開しているが、当初は1家族単位15分以内で利用者からの希望があればその場で実施(令和3年10月からは定例の14時~14時30分で3家族以内、令和4年度から5家族以内と段階的に制限を解除し実施)</p>	<p>B</p> <p>前年度の評価・意見等について、各種改善などの成果が見受けられ、前向きな運営姿勢が感じられる。</p>

## 令和3年度における指定管理者評価表

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショート託児サービス 令和4年1月から再開しているが当初は1家族単位で、50分預かり後10分消毒・換気作業を行う。(令和4年度からは親の同意があれば3家族まで可)</li> <li>・大人のための朗読会 令和4年3月に無観客で実施して頂き、その様子を動画で撮影し、YouTubeにて1か月間限定で公開。(朗読本の著作権の関係で1か月という制限があった)コロナ以前の動員数は約40名であったが、今回YouTube配信ということで約700回を超える再生があった。</li> </ul> <p>3. WEB研修も含め研修の成果をスタッフ同士でどう共有できるかが課題。 →研修終了後は、1週間以内に報告書の提出をスタッフ全員に義務付けており、提出された報告書に対し、館長がコメント記入後、スタッフ全員に回覧している。また特に重要だと思われる内容については研修を受けたスタッフが講師となり、他スタッフと成果を共有するなどの取り組みを行っている。</p> <p>■資料 令和3年度茂原市立図書館指定管理業務報告書「1-4 研修の実績」 P.19 項番31「図書館サービスと著作権」 → 項番45「著作権講座」</p> <p>4. 避難訓練については、利用者も交えて実施する必要もあると思われる。また東部台文化会館図書室も図書館に準じた対応となるため、今後も情報の共有化を望む。 →コロナ禍という事と、実施時期が令和4年2月でまん延防止等重点措置が出されていた時期でもあり、消防職員の立ち合いもできない状況であったため、令和3年度はスタッフのみでの実施となった。利用者参加型の避難訓練については感染症の状況を鑑みながら、また東部台文化会館図書室と情報共有を図りながら実施を模索していく。</p> <p>5. 電子図書館については毎年のアンケートに「蔵書数が少ない」という多くの意見もある事も踏まえ、導入について慎重を期す必要もあったのではないと思われる。 →図書館サービスにおいて本に触れるための機会を提供する事は重要な事であり、その選択肢が一つ増える事、またコロナ禍において非接触で利用できる電子図書館は、利用者へ「安全・</p>	
--	---	--

## 令和3年度における指定管理者評価表

		<p>安心」を提供するための有効なツールの一つであると思われる。</p> <p>また1.－②－2.－②にあるように、紙の資料保存に制限のある現在の図書館では蔵書数を増やす有効な手段の一つであることや、紙の本では体験できない電子ならではの「動く絵本」「音絵本」などコンテンツを多く揃え、子育て世代の利用者のニーズに答えている。</p>	
<b>総合評価及び所見</b>			
B	<p>長引くコロナ禍の中で、令和2年度に従来の3分の1にまで落ち込んだ利用者数が、3年度には半数程度に回復している。数字で評価を下すのは簡単なことではあるが、色々と制限された状況下において様々な思考を重ね、取り組みを行い、悪戦苦闘した姿が報告から窺える。その姿勢はアンケート調査で評価されているところであるが、感染症に伴う生活様式の変化により、図書館施設の利用形態も変化してきている。多くの市民の声を聴き、課題については行政と十分検討協議のうえ図書館の求められる姿に向かって努められたい。</p>		

### 《評価方法》

- ・評価項目ごとに4段階評価を行い、その結果に応じて総合評価を行う

### 《評価内容及び基準》

評価	評価内容及び基準
A：優良	評価項目に対して積極的な取り組みがなされ、協定書等で市が求めた水準を超える成果があった
B：適当	評価項目に対して一定の成果があった
C：課題あり	協定書等で市が求めた水準をみたしているが、一部に課題がある
D：要改善	評価項目に対する課題が解決されておらず、改善が必要である

報告事項 3

行事の共催、後援及び協賛について

令和4年8月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します。

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」(平成12年教育委員会訓令第3号)より

「共催」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日	～	月	日			
10	5	～	10	12	学校教育課	長生地方特別支援教育連盟児童生徒作品展	長生地方特別支援教育連盟
10	26	～	10	27	学校教育課	長生郡市小学校音楽発表会及び長生郡市中学校音楽発表会	長生教育研究会

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
10	8				学校教育課	長生郡茂原市PTA連合会バレーボール大会	長生郡茂原市PTA連合会
11	29				学校教育課	第55回長生地方特別支援教育推進大会	長生地方特別支援教育連盟
11	29				生涯学習課	第48回 市役所ロビーコンサート	茂原市音楽協会会長 比留川幸久
12	4				生涯学習課	茂原室内合唱団 クリスマスコンサート	茂原室内合唱団団長 土橋一史
7	16	(令和5年)			生涯学習課	第26回「もばら若い芽のコンサート」	茂原市音楽協会会長 比留川幸久
10	1	(令和5年)			生涯学習課	第38回もばら音楽祭「動物の謝肉祭」コンサート	もばら音楽祭実行委員会 比留川幸久

令和4年第11回茂原市教育委員会会議日程  
(10月定例会)

日程及び場所
10月26日(水) 15:00～ 市役所9階901・902会議室

※ 13:15～ 第1回総合教育会議

令和4年第12回茂原市教育委員会会議日程  
(11月定例会)

日程及び場所
11月21日(月) 15:00～ 市役所9階901・902会議室